

## 音楽コンサート開催支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

- 第1条 音楽コンサート開催支援事業費補助金（以下「コンサート補助金」という。）は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、「大きな声を出す」、「観客が密集する」、「地域をまたぐ移動が発生しやすい」等の催事の性質上、感染防止の観点から、とりわけ開催が困難な状況にある音楽コンサートの早期回復を促し、愛知県国際展示場の利用促進につなげるため、愛知県国際展示場において観客を入れ、有料で開催される音楽コンサートに要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものである。
- 2 コンサート補助金の交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助の対象等)

- 第2条 コンサート補助金の交付の対象となる音楽コンサート（以下「補助対象コンサート」という。）、補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び限度額は、別表のとおりとする。
- 2 コンサート補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、業として音楽コンサートを開催する主催者又は業として主催者から委託を受けて音楽コンサートを企画・運営する者（プロモーター）であって、本社又は事業所を愛知県内に設置する者とする。ただし、愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者は除く。なお、複数主催者による共催等の場合は、その中の1者が補助対象事業者となることができる。
- 3 コンサート補助金の交付は、1補助対象事業者につき1回のみとする。

### (コンサート補助金の交付の申請)

- 第3条 規則第3条の規定による申請をしようとする補助対象事業者は、次の各号に掲げる書類を別に定める日までに愛知県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。
- (1) 音楽コンサート開催支援事業費補助金交付申請書（様式第1号及び様式第1号別紙1から別紙6まで）
  - (2) 愛知県国際展示場の利用許可書の写し又は愛知県国際展示場の利用料金の見積書の写し
  - (3) 会社又は法人の登記事項証明書及び本社所在地が愛知県外の場合は愛知県内に事業所が所在することが明らかとなる書類
  - (4) 愛知県暴力団排除条例に関する申立書（様式第2号）
  - (5) 消費税法第5条等の規定により納税義務者とならないこと等の申立書（様式第3号）
  - (6) 主催者等から重複して補助対象経費と同じ内容で支払を受けないことの申立書（様式第4号）

(7) その他知事が必要と認める書類

- 2 前項の申請書においては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書を提出する場合を除く。

(交付の決定及び通知)

- 第4条 知事は、前条の規定による音楽コンサート開催支援事業費補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定をし、補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

- 第5条 前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときにおける規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の通知を受けた日から10日以内とする。

(内容の変更)

- 第6条 コンサート補助金の交付が決定した補助対象事業者（以下「補助決定事業者」という。）は、第3条1項の各号に掲げる書類に記載の内容を変更する場合において、あらかじめ音楽コンサート開催支援事業費補助金変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付の目的を達成するのに影響を与えない細部の変更は除く。
- 2 知事は、前項に規定する音楽コンサート開催支援事業費補助金変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、変更承認申請をした補助決定事業者に通知するものとする。なお、交付決定額の変更を伴うときは、補助金変更交付決定を通知するものとする
  - 3 知事は、前項の承認に際して必要な条件を付することができる。

(補助決定コンサートの中止)

- 第7条 補助決定事業者は、コンサート補助金の交付が決定した補助対象コンサート（以下「補助決定コンサート」という。）を中止しようとするときは、あらかじめ音楽コンサート開催支援事業費補助金中止承認申請書（様式第6号）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項に規定する音楽コンサート開催支援事業費補助金中止承認申

請書の提出があったときは、その内容を審査し、中止を承認したときは、中止承認申請をした補助決定事業者に通知するものとする。

(検査等)

第8条 知事は、補助決定事業者に対し、コンサート補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において指示をし、報告書の提出を命じ、又は実地に検査することができる。

(実績報告)

第9条 補助決定事業者は補助決定コンサートの実績について、補助決定コンサートが完了した日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月15日のいずれか早い日までに次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 音楽コンサート開催支援事業費補助金実績報告書（様式第7号並びに様式第7号別紙1及び別紙2）
- (2) 他の補助金等に関する申告書（様式第8号）
- (3) 補助決定事業者から愛知県国際展示場運営事業者へ補助対象経費を支払ったことが確認できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、補助決定事業者が、前項各号の書類をやむを得ない理由により提出できない場合は、期限について猶予することができる。ただし、令和4年3月15日を超えることはできない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条第1項に規定する音楽コンサート開催支援事業費補助金実績報告書の提出があったときは、関係書類の審査及びその他必要な調査等を行い、補助決定コンサートの実施結果がコンサート補助金の交付の決定の内容（第6条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべきコンサート補助金の額を確定し、補助決定事業者あてに通知するものとする。

(コンサート補助金の交付)

第11条 コンサート補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

2 補助決定事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後に、音楽コンサート開催支援事業費補助金交付請求書（様式第9号）を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、第7条の補助決定コンサートの中止の承認をする場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) 交付の決定に関して付された条件に反したとき。
- (3) 補助決定コンサートの開催の見込みがなくなったとき。
- (4) 補助決定事業者が法令又は本要綱に基づく知事の指示に違反したとき。
- (5) 補助決定事業者が提出した書類に虚偽又は事実と異なる記載があったとき。

2 知事は前項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定を取り消した旨を、補助決定事業者に通知するものとする。

(書類の整備)

第13条 補助決定事業者は、補助決定コンサートの内容を明らかにする関係書類及び補助対象経費に係る収入及び支出に関する帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する関係書類及び帳簿並びに証拠書類は、補助決定コンサートの完了の日の属する愛知県の会計年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、コンサート補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象コンサート	補助対象経費	補助率	限度額
<p>次に掲げる要件をすべて満たす音楽コンサートとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県国際展示場の展示ホールにおいて、観客を入れ、有料で開催されるもの。</li> <li>・愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針及び業種別ガイドライン並びに愛知県国際展示場運営事業者の定める新型コロナウイルス感染防止に係るガイドライン等を遵守し、感染症対策を適切に講じた上で開催されるもの。</li> <li>・令和3年7月1日から令和4年2月28日までに開催されるもの。</li> <li>・政治目的又は宗教目的を有しないもの。</li> </ul>	<p>次に掲げる経費を補助対象経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額は除く（消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書を提出する場合を除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県国際展示場の利用料金（附属設備に係る利用料金及び展示ホールの電力、ガス若しくは水道を使用する場合に加算される実費を含む。駐車場・屋外展示等用地の利用料及び駐車場・屋外展示等用地の電力若しくは水道を使用する場合の使用する場合に加算される額は除く。）</li> <li>・国、他の地方公共団体等から補助対象経費と同じ内容で補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金額等を差し引いた金額を補助対象経費とする。</li> </ul> <p>※主催者等から委託をうけて音楽コンサートを企画・運営する者（プロモーター）が補助対象事業者となる場合、主催者等から補助対象経費と同じ内容で支払を受けないこと。ただし、愛知県国際展示場運営事業者への支払のため、一時的に主催者等から当該部分において支払を受け、その後精算する場合を除く。</p>	<p>10/10 以内</p> <p>算出した補助金の額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>12,000 千円</p>



様式第1号（第3条関係）

## 音楽コンサート開催支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

（申請者）

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

音楽コンサート開催支援事業費補助金の交付を受けたいので、音楽コンサート開催支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 音楽コンサートの名称
- 2 開催日程
- 3 開催場所
- 4 開催計画の概要  
コンサート開催計画の概要書（別紙1）のとおり
- 5 添付書類
  - （1）収支予算書（別紙2）
  - （2）運営体制図（別紙3）
  - （3）愛知県国際展示場利用計画（別紙4）
  - （4）愛知県国際展示場の利用許可書の写し又は愛知県国際展示場の利用料金の見積書の写し
  - （5）新型コロナウイルス感染拡大防止対策計画（別紙5）
  - （6）会社又は法人の登記事項証明書及び本社所在地が愛知県外の場合は愛知県内に事業所が所在することが明らかとなる書類
  - （7）類似音楽コンサートの開催実績（別紙6）
  - （8）愛知県暴力団排除条例に関する申立書（様式第2号）
  - （9）消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書（様式第3号）*[該当者のみ提出]*
  - （10）主催者等から重複して補助対象経費と同じ内容の支払を受けないことの申立書（様式4号）*[該当者のみ提出]*

(別紙1)

### 開催計画の概要書

音楽コンサートの名称	和文名： 英文名：
開催日程	年 月 日 ( ) ～ 年 月 日 ( ) 日間
出演者	
観客数 (見込)	
主催者	名称： 住所： 担当者： 電話： E-mail：
補助対象事業者	名称： 住所： 担当者： 電話： E-mail：
	主催者との関係：
共催・後援・ 協賛予定団体名	
音楽コンサート開催の 趣旨・内容 <small>(一部音楽コンサート以外のプログラムがある場合は、全体プログラムがわかる書類を添付すること。 飲食を提供する場合は、提供方法、内容(アルコールの有無)等の詳細がわかる書類を添付すること)</small>	
チケット等による参加 費の徴収の有無	有 ・ 一部有 ・ 無
	有・一部有の場合 チケット 販売 販売期間： 販売予定枚数： 流通(販売)方法： その他 内容： 金額： 販売方法：
他の補助金の有無	有 ・ 無 (内容 [補助金名・拠出者・対象経費・予定額])
備考	



(別紙2)

## 収支予算書

[収入の部]

(単位:円)

項目	予算	備考
チケット等(参加費) 売上収入		円/枚
補助金		うち愛知県 円
合計		

[支出の部]

(単位:円)

項目	予算	備考
会場利用料金		
合計		

※対象経費は、消費税及び地方消費税相当分を除くこと(消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書を提出する場合を除く。)

※行が足りないときは、行を増やして記載すること。

※対象経費の内訳を別添補助対象経費内訳書に記載すること。

## 補助対象経費内訳書

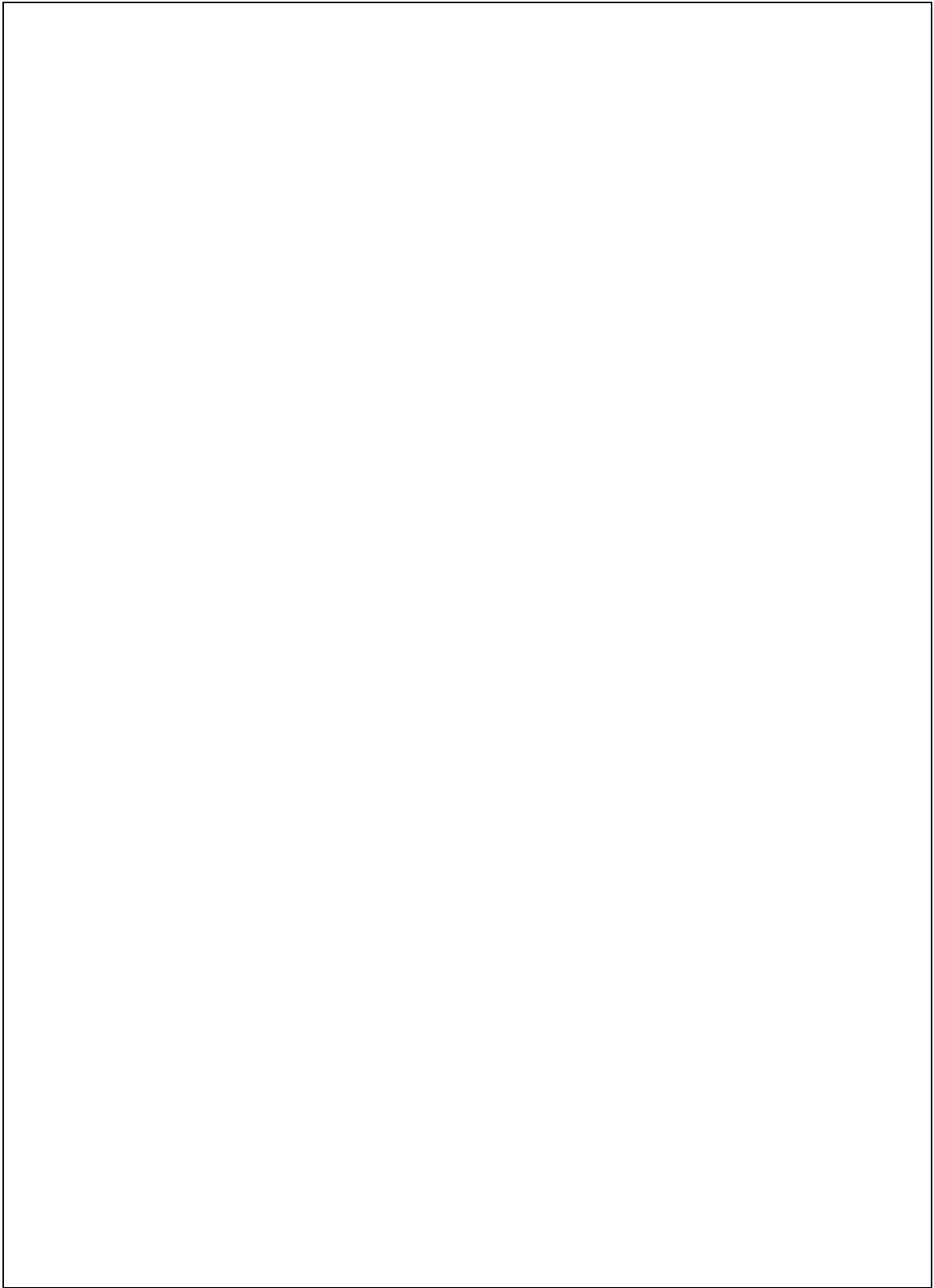
(単位：円)

項 目	内 訳				
	項目	数量	単価	金額	備考
展示ホール 利用料金					
	小 計				
会議室 利用料金					
	小 計				
附属設備 利用料金					
	小 計				
展示ホールの 電力・ガス・水道 の使用に対する 加算料金					
	小 計				
補助対象経費合計					

※行が足りないときは、行を増やして記載すること。

(別紙 3)

## 運営体制図



※音楽コンサートの主催者、プロモーター、委託先（設営、運営、広報、チケット販売等）等、当該音楽コンサートの開催に係る関係者等をツリー図等で記載すること。

(別紙4)

愛知県国際展示場利用計画

	利用箇所	利用期間	利用目的
展示ホール (㎡)			
その他			

※レイアウト等を検討済みであれば、会場図面(案)を添付すること。

※行が足りないときは、行を増やして記載すること。

(別紙5)

## 新型コロナウイルス感染拡大防止対策計画

項目	対策
手洗奨励	
消毒徹底 検温の実施	
換気	
密集の回避	
飛沫防止	
飲食の制限	
参加者の制限	
参加者の把握	
催物前後の行動管理	
スタッフ等の移動中、移動先等における感染防止対策の徹底	
感染者が出た場合の対応	
準拠するガイドライン	

(別紙6)

### 類似音楽コンサートの開催実績

音楽コンサートの名称					
開催日程	年 月 日 ～ 月 日	年 月 日 ～ 月 日	年 月 日 ～ 月 日	年 月 日 ～ 月 日	年 月 日 ～ 月 日
出演者					
観客数					
会場名					
主催者					
補助申請者の役割 (主催、企画・運営受託等)					
備考					

※愛知県国際展示場で開催した音楽コンサートを優先的に記載すること。

様式第 2 号（第 3 条関係）

(申請する皆様へ)
1 音楽コンサート開催支援事業費補助金交付要綱第 2 条の規定により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者には、当補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が明らかになった時は、同要綱第 12 条の規定により交付決定を取り消します。
2 この計画書に係る補助金の交付が暴力団を利するか否かについて、愛知県警察本部長に当申請に記載されている情報を提供し、その意見を聴くことがあります。

愛知県暴力団排除条例に関する申立書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

音楽コンサート開催支援事業費補助金を申請するにあたり、自己又は自社の役員等が、愛知県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有するものでないことを申し立てます。

役員一覧表

役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	住所	生年月日
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

※行が足りないときは、行を増やして記載すること。

様式第3号（第3条関係）

消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

音楽コンサート開催支援事業費補助金を申請するに当たり、次表の消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者等に該当することを申し立てます。

チェック欄	項目
	(i) 消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者
	(ii) 消費税法第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除される者
	(iii) 消費税法第37条第1項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者

備考 該当する項目のチェック欄に「○」を付すること。



様式第4号（第3条関係）

主催者等から重複して補助対象経費と同じ内容で支払を受けないことの申立書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

音楽コンサート開催支援事業費補助金の申請をするにあたり、当補助金への申請について主催者の了解を得ており、主催者等から愛知県国際展示場利用料金として支払を受けないことを申し立てます。なお、愛知県国際展示場運営事業者への会場利用料金の支払いのために、主催者等から一時的に愛知県国際展示場利用料金として支払を受ける場合は、当補助金の受領後等に速やかに主催者へ返金します。

備考 本様式は、主催者から委託を受けて音楽コンサートを企画・運営する者（プロモーター）が補助対象事業者となる場合に使用する。

様式第5号（第6条関係）

音楽コンサート開催支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

（申請者）

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた音楽コンサートについて、下記のとおり音楽コンサート開催支援事業費補助金交付要綱第6条第1項に掲げる事由が発生したため、同規定により申請します。

記

1 音楽コンサートの名称

2 変更内容及び理由

（変更前）

（変更後）

[理由]

※変更後の開催計画書、収支予算書等の詳細が分かる書類を添付すること。

様式第6号（第7条関係）

音楽コンサート開催支援事業費補助金中止承認申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

（申請者）

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた音楽コンサートについて、下記のとおり中止したいので、音楽コンサート開催支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、申請します。

記

- 1 音楽コンサートの名称
- 2 中止の理由

様式第7号（第9条関係）

## 音楽コンサート開催支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

愛知県知事 殿

（申請者）

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった音楽コンサート開催支援事業費補助金について、音楽コンサート開催支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

### 記

- 1 音楽コンサートの名称
- 2 開催日程
- 3 開催実績の概要  
音楽コンサート開催実績の概要書（別紙1）のとおり
- 4 添付書類
  - （1）収支決算書（別紙2）
  - （2）他の補助金等に関する申告書（様式第8号）
  - （3）補助決定事業者から愛知県国際展示場運営事業者へ補助対象経費を支払ったことが確認できる書類の写し

(別紙1)

### 音楽コンサート開催実績の概要書

音楽コンサートの名称	和文名： 英文名：
開催日程	年 月 日 ( ) ～ 年 月 日 ( ) 日間
出演者	
観客数	合計 人
主催者	名 称： 住 所： 担当者： 電 話： E-mail：
補助決定事業者	名 称： 住 所： 担当者： 電 話： E-mail：
共催・後援・ 協賛団体名	
音楽コンサート開催の 趣旨・内容	
備考	

※本書の記載事項を補足するため、プログラム等の印刷物、当補助金を受けた旨の記載をした媒体の写し等（ウェブサイトをプリントアウトしたもの等）、会場図面及び写真等の参考資料を添付すること。

(別紙2)

## 収支決算書

[収入の部]

(単位:円)

項目	決算額	備考
チケット等(参加費) 売上収入		円/枚
補助金		うち愛知県 円
合計		

[支出の部]

(単位:円)

項目	決算額	備考
会場利用料金		
合計		

※対象経費は、消費税及び地方消費税相当分を除くこと(消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書を提出する場合を除く。)

※行が足りないときは、行を増やして記載すること。

※対象経費の内訳を別添補助対象経費内訳書に記載すること。

## 補助対象経費内訳書

(単位：円)

項 目	内 訳				
	項目	数量	単価	金額	備考
展示ホール 利用料金					
	小 計				
会議室 利用料金					
	小 計				
附属設備 利用料金					
	小 計				
展示ホールの 電力・ガス・水道 の使用に対する 加算料金					
	小 計				
補助対象経費合計					

※行が足りないときは、行を増やして記載すること。

他の補助金等に関する申告書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

音楽コンサート開催支援事業費補助金実績報告書（様式第7号）で報告した音楽コンサートについて、主催者及び当該音楽コンサートに係るプロモーター等の関係者が受給又は受給予定の他の補助金については以下のとおりです。

- 音楽コンサート開催支援事業費補助金の補助対象経費と同じ内容で、国、他の地方自治体等から補助金等を受けない。
- 音楽コンサート開催支援事業費補助金の補助対象経費と同じ内容で、一部について、国、他の地方自治体等から補助金等を受ける。

【受給又は受給予定の補助金の内容】

補助金等名称	
拠 出 者	
補助対象経費	
補 助 額	



様式第9号（第11条関係）

音楽コンサート開催支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

愛知県知事 殿

（申請者）

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定のあった音楽コンサート開催支援事業費補助金について、音楽コンサート開催支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円